

**ＩＰ通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新		
附 則（平成23年11月30日西企営第122号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。 <table><tr><td>（略）</td></tr></table> 3 削除 4 <u>平成23年12月1日から平成24年1月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ３－２のものに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)及び(3)に規定する額に代えて、0円を適用します。</u> <u>ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ</u> <u>ん。</u> 5 <u>平成23年12月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２のものに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。</u> 6 <u>平成23年12月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ３－２のものに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２のカテゴリ３－１のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。</u> 7 <u>平成23年12月1日から平成25年5月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ３－２のものへの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成25年8月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成25年9月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2－5ア(ア)に規定する額に代えて3,500</u>	（略）	附 則（平成23年11月30日西企営第122号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。 <table><tr><td>（略）</td></tr></table> 3 削除 4 削除 5 <u>平成23年12月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２のものに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。</u> 6 <u>平成23年12月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ３－２のものに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２のカテゴリ３－１のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。</u> 7 削除	（略）
（略）			
（略）			

新旧対照

旧	新
円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。 8 ～ (略) 13	8 ～ (略) 13
附 則 (平成24年11月30日西企営第133号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 ～ (略) 第5条 第6条 <u>平成24年12月1日から平成26年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して1か月間のそのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び(3)に規定する額に代えて、0円を適用します。</u> <u>ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ</u> <u>ん。</u> 第7条 ～ (略) 第13条	附 則 (平成24年11月30日西企営第133号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 ～ (略) 第5条 第6条 削除 第7条 ～ (略) 第13条
附 則 (平成25年5月31日西企営第29号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 ～ (略) 第4条 第5条 <u>平成25年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2に係るIP通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。</u> 第6条 平成25年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の46Mb/s、100Mb/sのプラン3、プラン4若しくはプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係	附 則 (平成25年5月31日西企営第29号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 ～ (略) 第4条 第5条 削除 第6条 平成25年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の46Mb/s、100Mb/sのプラン3、プラン4若しくはプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係

新旧対照

旧	新
る I P 通信網契約者からメニュー 5-2 の 100Mb/s (カテゴリー 1 及び カテゴリー 3-2 のものを除きます。)、200Mb/s 又は 1 Gb/s への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成 27 年 7 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合 (当社の責めに帰すべき理由により平成 27 年 8 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。) は、その品目の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。) 及び交換機等工事費については適用しません。 第 7 条 (略) 第 8 条 <u>平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間にメニュー 5-1 の 46Mb/s 又は 100Mb/s のプラン 3 若しくはプラン 4 に係る I P 通信網契約者からメニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-2 のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成 26 年 6 月 30 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合 (当社の責めに帰すべき理由により平成 26 年 7 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。) は、その品目の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。) については、料金表第 2 表第 2 の 2-5 (1) ア (ア) に規定する額に代えて 2,000 円 (税込価格 2,100 円) を適用し、交換機等工事費については適用しません。</u> 第 9 条 <u>平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間にメニュー 5-1 の 46Mb/s、100Mb/s のプラン 3、プラン 4 若しくはプラン 5、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3 又はメニュー 5-2 の 100Mb/s の カテゴリー 2 に係る I P 通信網契約者からメニュー 5-2 の 100Mb/s の カテゴリー 3-2 のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成 26 年 6 月 30 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合 (当社の責めに帰すべき理由により平成 26 年 7 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。) は、その品目の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。) については、料金表第 2 表第 2 の 2-5 (1) ア (ア) に規定する額に代えて 2,000 円 (税込価格 2,100 円) を適用し、交換機等工事費については適用しません。</u> 第 10 条 (略) 第 11 条 (略)	る I P 通信網契約者からメニュー 5-2 の 100Mb/s (カテゴリー 1 及び カテゴリー 3-2 のものを除きます。)、200Mb/s 又は 1 Gb/s への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成 27 年 7 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合 (当社の責めに帰すべき理由により平成 27 年 8 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。) は、その品目の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。) 及び交換機等工事費については適用しません。 第 7 条 (略) 第 8 条 <u>削除</u> 第 9 条 <u>削除</u> 第 10 条 (略) 第 11 条 (略)
附 則 (平成 25 年 9 月 30 日西企管第 103 号) (実施期日) 第 1 条 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。 (経過措置) 第 2 条 <u>平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間にメニュー 5-2 の 100Mb/s の カテゴリー 1 (50Mb/s の配線設備多重装置であって、当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。) に係る I P 通信網契約者からメニュー 5-2 の 100Mb/s の カテゴリー 3-2 のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成 27 年 4 月 30 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合 (当社の責めに帰すべき理由により平成 27 年 5 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。) は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。) 及び交換機等工事費については適</u>	附 則 (平成 25 年 9 月 30 日西企管第 103 号) (実施期日) 第 1 条 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。 (経過措置) 第 2 条 <u>削除</u>

旧	新
用しません。 第3条 ～（略） 第5条	第3条 ～（略） 第5条
附 則（平成26年1月31日西企営第163号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～（略） 第6条 （略） 第7条 <u>平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-2に係るＩＰ通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り、申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して1か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び(3)に規定する額に代えて、0円を適用します。</u> <u>ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年7月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ</u> <u>ん。</u> 第8条 ～（略） 第11条	附 則（平成26年1月31日西企営第163号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～（略） 第6条 （略） 第7条 <u>削除</u> 第8条 ～（略） 第11条
附 則（平成26年3月31日西企営第195号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～（略） 第6条 第7条 <u>平成26年4月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-2に係るＩＰ通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り、申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して1か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び(3)に規定する額に代えて、0円を適用します。</u> <u>ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降</u>	附 則（平成26年3月31日西企営第195号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～（略） 第6条 第7条 <u>削除</u> 第8条 <u>削除</u>

新旧対照

旧	新
<u>の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ ん。</u> 第 8 条 平成25年4月1日から平成26年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/s のプラン5-2に係る I P 通信網契約の申込みと同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(9欄)に規定する長期継続利用申出があった場合は、その I P 通信網サービスの 提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで について、同欄アの(ア)の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、 900円(税込価格 972円)を減額して適用します。 <u>ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降 の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ ん。</u> 第 9 条 ～ (略) 第12条 第13条 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間にメニュー5-1の46Mb/s又 は100Mb/sのプラン3若しくはプラン4に係る I P 通信網契約者からメニュー5-1 の100Mb/sのプラン5-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾 した場合であって平成26年8月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開 始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降の日に当社がそ の I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る 基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア (ア)に規定する額に代えて2,000円(税込価格 2,160円)を適用し、交換機等工事費に ついては適用しません。 第14条 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間にメニュー5-1の46Mb/s、 100Mb/sのプラン3、プラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン3 又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2に係る I P 通信網契約者からメニュー 5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその 請求を承諾した場合であって平成26年8月31日までに当社がその I P 通信網サービスの 提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降の日 に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の 変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の 2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて2,000円(税込価格 2,160円)を適用し、交換機 等工事費については適用しません。 第15条 (略) 第16条 (略)	第 9 条 ～ (略) 第12条 第13条 削除 第14条 削除 第15条 (略) 第16条 (略)
附 則(平成26年5月30日西企営第25号) (実施期日) 第 1 条 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。 (経過措置) 第 2 条 ～ (略)	附 則(平成26年5月30日西企営第25号) (実施期日) 第 1 条 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。 (経過措置) 第 2 条 ～ (略)

新旧対照

旧	新						
第11条	第11条						
第12条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の46Mb/s又は100Mb/sのプラン3に係るI P通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて2,000円（税込価格 2,160円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。	第12条 削除						
2 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るI P通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費については適用しません。							
<table><tr><th>区 分</th><th>基本工事費の額</th></tr><tr><td>契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、I P通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合</td><td>4,000円 (税込価格 4,320円)</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>2,000円 (税込価格 2,160円)</td></tr></table>	区 分	基本工事費の額	契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、I P通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	4,000円 (税込価格 4,320円)	上記以外の場合	2,000円 (税込価格 2,160円)	
区 分	基本工事費の額						
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、I P通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	4,000円 (税込価格 4,320円)						
上記以外の場合	2,000円 (税込価格 2,160円)						
第13条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の46Mb/s、100Mb/sのプラン3、プラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1 Gb/sのプラン3に係るI P通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて2,000円（税込価格 2,160円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。	第13条 削除						
2 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2に係るI P通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービス							

新旧対照

旧	新						
の提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費については適用しません。 <table><tr><th>区 分</th><th>基本工事費の額</th></tr><tr><td>契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、I P通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合</td><td>4,000円 (税込価格 4,320円)</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>2,000円 (税込価格 2,160円)</td></tr></table> 第14条 ～ (略) 第17条	区 分	基本工事費の額	契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、I P通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	4,000円 (税込価格 4,320円)	上記以外の場合	2,000円 (税込価格 2,160円)	第14条 ～ (略) 第17条
区 分	基本工事費の額						
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、I P通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	4,000円 (税込価格 4,320円)						
上記以外の場合	2,000円 (税込価格 2,160円)						
附 則 (平成27年4月28日西企営第13号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 (略) 第3条 平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間にメニュー5-2(カテゴリー3-2に係るものを除きます。)に係るI P通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限りします。)の申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、附則別表1のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表2の表に規定する額を適用します。 ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。 第4条 平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2に係るI P通信網契約の申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのI P通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までについて、同欄アの(ア)の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、900円(税込価格 990円)を減額して適用し、長期継続利用期間の末月の翌料金月から起算して6か月後の料金月の末日までについて、同欄イの規定にかかわらず、900円(税込価格 990円)を減額して適用します。 ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。 第5条 平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-2に係るI P通信網	附 則 (平成27年4月28日西企営第13号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 (略) 第3条 平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間にメニュー5-2(カテゴリー3-2に係るものを除きます。)に係るI P通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限りします。)の申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、附則別表1のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表2の表に規定する額を適用します。 ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。 第4条 削除 第5条 削除 第6条 ～ (略) 第10条						

新旧対照

旧	新				
<u>契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)及び(3)に規定する額に代えて、0円を適用します。</u> <u>ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年8月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ</u> <u>ん。</u> 第6条 ～（略） 第10条					
附 則（平成30年3月27日西企営第198号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する品目又は細目に係るＩＰ通信網契約者から、同表の右欄に規定する品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第9号（平成26年4月15日）の附則第3条 及び平成29年6月27日）の附則第3条 の規定にかかわらず、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び料金表第2表第2の1(6)ウについては適用しません。 <table border="1"><tr><td>メニュー5－1の100Mb/sのプラン4 又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－2（回線終端装置がⅡ型、Ⅲ型 又はⅣ型 のものに限ります。）</td><td>メニュー5－1の100Mb/sのプラン5－2又 はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3 －2</td></tr><tr><td>メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ －2（回線終端装置がⅠ型のものに限 ります。）</td><td>メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3－ 2</td></tr></table> 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5－1の100Mb/sのプラン4 に係るＩＰ通信網契約者からメニュー5－1の100Mb/sのプラン5－2 又は改正前の規定により提供しているメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－2（回線終端装置がⅠ型のものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3－2 への品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第9号（平成26年4月15日）の附則第3条及び平成29年6月27日）の附則第3条の規定にかかわらず、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2－5ア（ア）に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び料金表第2表第2の1(6)ウについては適用しません。	メニュー5－1の100Mb/sのプラン4 又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－2（回線終端装置がⅡ型、Ⅲ型 又はⅣ型 のものに限ります。）	メニュー5－1の100Mb/sのプラン5－2又 はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3 －2	メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ －2（回線終端装置がⅠ型のものに限 ります。）	メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3－ 2	附 則（平成30年3月27日西企営第198号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 削除 3 削除
メニュー5－1の100Mb/sのプラン4 又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－2（回線終端装置がⅡ型、Ⅲ型 又はⅣ型 のものに限ります。）	メニュー5－1の100Mb/sのプラン5－2又 はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3 －2				
メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ －2（回線終端装置がⅠ型のものに限 ります。）	メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3－ 2				

新旧対照

旧

区 分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、ＩＰ通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	2,000円 (税込価格 2,160円)

4 (略)

附 則 (令和 2 年 9 月 29 日西企営第 99 号)
(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 3 条 当社は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間にメニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-2 に係る ＩＰ通信網契約の申込みと同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の(9)欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その ＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の 23 か月後の料金月の末日までについて、同欄アの(ア)の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、900円(税込価格 990円)を減額して適用します。
ただし、その ＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和 4 年 7 月 1 日以降の日に当社がその ＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。
なお、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

2 当社は、前項の適用を受けた ＩＰ通信網契約者が、メニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-2 に係る ＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して 1 年未満の間に、前項に係る ＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、前項の規定を適用しません。

3 当社は、第 1 項の適用を受けた ＩＰ通信網契約者が、メニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-2 に係る ＩＰ通信網契約の解除を行った後に、第 1 項に係る ＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して 1 年以上経過した場合に限ります。）は、第 1 項の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があった ＩＰ通信網契約を含めて 2 回までとします。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日西企営第 178 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

新

4 (略)

附 則 (令和 2 年 9 月 29 日西企営第 99 号)
(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 3 条 削除

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日西企営第 178 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

新旧対照

旧

新

3この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものに関する料金その他の提供条件は、次に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。
ただし、(3)に規定する長期継続利用の申出及び(4)に規定する複数回線同時利用の申出を行うことはできません。
利用料
(1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン５－２のもの	3,200円 (税込価格 3,520円)
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの	カテゴリー３－２のもの	2,600円 (税込価格 2,860円)

(2) 情報量に応じた加算料
当社は、令和6年4月1日以降、情報量の測定を行わず、情報量に応じた加算料を適用しません。

(3) 料金表第1表第1類1（適用）(9)アに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用
(ア) 附則第3項(1)に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日（ＩＰ通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２に係るもの	400円 (税込価格 440円)

(イ) メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２に係る附則第3項(2)に規定する額に代えて適用する額
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２に係る附則第3項(2)に規定する額に代えて適用する額は、令和6年4月1日以降適用しません。

(ウ) 料金表第1表第1類1（適用）(9)アに規定する長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合（料金表第1表第1類1（適用）(9)オからキの規定に該当する場合を除きます。）の支払額

区 別	支払いを要する額
	残余の期間が1年未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２に係るもの	2,000円(税込価格 2,200円)

3 削除

新旧対照

旧

備考 令和6年2月1日以降の日に長期継続利用の廃止があった場合は、本欄に規定する支払いを要しません。

(4) 料金表第1表第1類1（適用）(21)アに規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-2のものに係る複数回線同時利用申出の場合の附則第3項(2)に規定する額に代えて適用する額
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-2のものに係る複数回線同時利用申出の場合の附則第3項(2)に規定する額に代えて適用する額は、令和6年4月1日以降適用しません。

工事費
メニュー5に関するものに係る工事費の取扱いに準じます。

附則別表1 新規申込を終了した長期継続利用申出に係る利用料金の適用

(フレッツ・あっと割引)
ア 当社は、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2のもの(料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)に係るIP通信網契約者からの、(ア)の左欄に規定する期間の継続利用(以下この表のアからクにおいて「長期継続利用」といいます。)の申出により、その期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、附則別表3の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。)にあつては、次表の右欄に規定する額を減額して適用します。
(ア) 2-5-1(1)に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日(IP通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日)から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	(略)	(略)
	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2及びメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-2に係るもの	400円 (税込価格 440円)
	メニュー5-1の1Gb/sのプラン2に係るもの	(略)

イ
～
ク (略)

新

附則別表1 新規申込を終了した長期継続利用申出に係る利用料金の適用

(フレッツ・あっと割引)
ア 当社は、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2のもの(料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)に係るIP通信網契約者からの、(ア)の左欄に規定する期間の継続利用(以下この表のアからクにおいて「長期継続利用」といいます。)の申出により、その期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、附則別表3の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。)にあつては、次表の右欄に規定する額を減額して適用します。
(ア) 2-5-1(1)に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日(IP通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日)から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	(略)	(略)
	メニュー5-1の1Gb/sのプラン2に係るもの	(略)

イ
～
ク (略)

新旧対照

旧

(光もっと²割)

ケ　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）又はメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ－３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込み又は品目若しくは細目の変更（当社が別に定める電気通信サービスの契約者と同一の者からのものであって、契約者回線の終端の場所が当該電気通信サービスの提供区域と同一の提供区域内の場合に限ります。）と同時に、（ア）に規定する期間の継続利用（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、附則別表３の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、（イ）の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、長期継続利用期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においては、この限りではありません。

（ア）　長期継続利用期間

(略)

（イ）　２－５－１　に規定する基本料の部分の減額

(略)

コ
～
シ

ス　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び1 Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ－３－２のものを除きます。）の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、長期継続利用を廃止します。

セ　(略)

ソ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。

継続して利用する 期間	品目及び細目	支払いを要する額	
		令和７年２月以降に長期継続利用期間が満了するまでの間	左記以降

新

(光もっと²割)

ケ　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込み又は品目若しくは細目の変更（当社が別に定める電気通信サービスの契約者と同一の者からのものであって、契約者回線の終端の場所が当該電気通信サービスの提供区域と同一の提供区域内の場合に限ります。）と同時に、（ア）に規定する期間の継続利用（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、附則別表３の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、（イ）の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、長期継続利用期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においては、この限りではありません。

（ア）　長期継続利用期間

(略)

（イ）　２－５－１　に規定する基本料の部分の減額

(略)

コ
～
シ

ス　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び1 Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、長期継続利用を廃止します。

セ　(略)

ソ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。

継続して利用する 期間	品目及び細目	支払いを要する額	
		令和７年２月以降に長期継続利用期間が満了するまでの間	左記以降

新旧対照

旧				新			
A (略)	(略)	(略)	(略)	A (略)	(略)	(略)	(略)
	<u>メニュー５－２の (メニュー５－２ の100Mb/sのカテ ゴリー３－２のも のを除きます。)</u>	(略)	(略)		メニュー５－２	(略)	(略)
B (略)	(略)	(略)	(略)	B (略)	(略)	(略)	(略)
	<u>メニュー５－２の (メニュー５－２ の100Mb/sのカテ ゴリー３－２のも のを除きます。)</u>	(略)	(略)		メニュー５－２	(略)	(略)
C (略)	(略)	(略)	(略)	C (略)	(略)	(略)	(略)
	<u>メニュー５－２の (メニュー５－２ の100Mb/sのカテ ゴリー３－２のも のを除きます。)</u>	(略)	(略)		メニュー５－２	(略)	(略)
D (略)	(略)	(略)	(略)	D (略)	(略)	(略)	(略)
	<u>メニュー５－２の (メニュー５－２ の100Mb/sのカテ ゴリー３－２のも のを除きます。)</u>	(略)	(略)		メニュー５－２	(略)	(略)
E (略)	(略)	(略)	(略)	E (略)	(略)	(略)	(略)
	<u>メニュー５－２の (メニュー５－２ の100Mb/sのカテ ゴリー３－２のも のを除きます。)</u>	(略)	(略)		メニュー５－２	(略)	(略)
F (略)	(略)	(略)	(略)	F (略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧					新				
(光はじめ割) タ ～ ニ		メニュー５－２の (メニュー５－２ の100Mb/sのカテ ゴリー３－２のも のを除きます。)	(略)	(略)	(光はじめ割) タ ～ ニ		メニュー５－２	(略)	(略)
	G (略)	(略)	(略)	(略)		G (略)	(略)	(略)	(略)
		メニュー５－２の (メニュー５－２ の100Mb/sのカテ ゴリー３－２のも のを除きます。)	(略)	(略)			メニュー５－２	(略)	(略)
	H (略)	(略)	(略)	(略)		H (略)	(略)	(略)	(略)
		メニュー５－２の (メニュー５－２ の100Mb/sのカテ ゴリー３－２のも のを除きます。)	(略)	(略)			メニュー５－２	(略)	(略)

- 附 則（令和 7 年 3 月 25 日企第 155500000598 号）
（実施期日）
- この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。
（サービスの終了）
 - 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 5－2（フレッツ 光ライト ファミリータイプ）及びメニュー 5－2 の 100Mb/s のカテゴリ 3－2（フレッツ 光ライト マンションタイプ）を終了することとします。
（経過措置）
 - この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
 - 改正前のこの約款の附則中、この附則第 2 項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。